

○調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料等については下記の通りです。また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関することや市販薬および飲食物、嗜好品等との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

・お聞きした情報は個人情報保護の取扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等ございましたら、等薬局の薬剤に遠慮なくご相談ください。

・下記表中の点数は全て1点＝10円です

・以下の項目は厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ており、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。（注）ただし※の項目を除く

溝上薬局 医大南センター店 が2026年6月1日 時点で地方厚生局長へ届け出を行っている施設基準

表①

調剤基本料 1	47点	同一グループ（株式会社ミズ）の保険薬局の処方箋回数の合計が月3万5千回超～40万回以下の範囲に含まれ、集中度85%以下であり、かつ特定の保健医療機関との不動産の賃貸借取引がないことを地方厚生局長等へ届け出た保険薬局において処方箋受付1回につき所定の点数を算定します。
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	27点	地域における医薬品の安定供給確保のために必要な体制を有し、後発医薬品調剤数量の割合が85%以上の実績がある旨、地方厚生局長等へ届け出た保険薬局において処方箋受付1回につき所定の点数を算定します。
連携強化加算	5点	他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制（第二種協定指定医療機関）が整備されている旨、地方厚生局長等へ届け出た保険薬局において、処方箋受付1回につき所定の点数を加算します。
在宅薬学総合体制加算 1	30点	在宅訪問を十分に行うための体制を整備しており、在宅患者訪問薬剤管理指導料などの在宅業務を年間48回以上している旨、地方厚生局長等へ届け出た保険薬局において、在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定している患者に係る処方箋受付一回につき所定の点数を加算します。
調剤ベースアップ評価料	4点 (令和9年6月以降は8点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、薬局で勤務する従業員の継続的な賃金改善を図るため、処方箋受付1回に対し所定の点数を算定します。本施設基準で算定した点数はすべて薬局従業員の賃金改善を目的に用いられます。
電子的調剤情報連携体制整備加算	8点	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、調剤した場合に月1回に限り所定の点数を加算します。
服薬管理指導料の注 1	1イ)及びロ)：45点 2イ)及びロ)：59点	別途厚生労働大臣が指定した施設基準を充足する旨、地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、3ヶ月以内に再度処方箋を持参した患者にかかりつけ薬剤師が服薬指導を行った場合1イを、それ以外が服薬指導を行った場合1ロを算定する。3ヶ月以上処方箋の持参がなかった患者にかかりつけ薬剤師が服薬指導を行った場合2イを、それ以外が服薬指導を行った場合2ロを算定する。
バイオ後続品調剤体制加算	50点	バイオ後続品を保管する設備を有し、バイオ後続品を調剤できる体制を要しています。「バイオ後続品のあるバイオ医薬品」の成分数のうち、バイオ後続品の数量割合が80%以上となっている成分数が、全体の60%以上となることを目標としてバイオ後続品の使用を推奨し、バイオ後続品を調剤した場合に所定の点数を加算します。
在宅中心静脈栄養法加算	150点	別途厚生労働大臣が指定した施設基準を充足する旨、地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅患者訪問薬剤管理指導のなかで在宅中心静脈栄養法を行った、在宅中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導を行った時に所定の点数を加算する。
在宅患者訪問薬剤管理指導料	1:単一建物 1人:650点/回 2:2人以上9人以下:320点/回 3:1及び2以外:290点/回	あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難な方に対し、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて一回の処方箋受付について所定の点数を算定します。

○「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方を含め、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。

明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

○「個人情報の取り扱い」について

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたらお気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- その他の利用目的

レセプトコンピュータシステム及び薬歴システムは株式会社ミズの法人内で情報の連携を行っており、個人情報保護法等で定められる範囲において同一法人内での情報を共有することにより株式会社ミズのすべての薬局で正確な情報に基づいた薬学管理を行うために利用します。

共有する個人情報（データ）：氏名、生年月日、電話番号、保険情報、調剤歴、副作用歴、既往歴、現病歴、アレルギー歴、体質、併用薬、問診情報等

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を順守して個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。当社は個人上の取り扱いが適正に行われるように職員への教育・指導を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については適宜見直し、改善いたします。

2. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法な公正な手段により個人情報を取得します

3. 個人データの安全管理措置

当社は、取り扱う個人データの漏洩、滅失または棄損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。また災害時等に対応する為外部のバックアップサーバーに保存しているデータについては秘匿性の確保のため適切な暗号化がされており、また、保存情報へのアクセスは弊社システムからしか行えない措置をとっている。

4. 個人データの第三者提供

当社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人に同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 匿名加工情報の取扱いについて

当社は、次の個人情報のうち、診療情報の一部又は全部を削除すること、又は復元することができない方法により他の記述に置き換えることで、定期的に匿名加工情報を作成しています。＜調剤情報＞氏名・生年月日・被保険者記号と番号・公費受給者番号、医師の氏名、処方日、調剤日

匿名加工情報は性別、生年（90歳以上の場合は全て1900年生まれとします）、調剤報酬明細書記載の処方・調剤履歴（薬剤名、用量、剤型や調剤報酬に関する調剤料、調剤基本料等の加算点数に関する情報）が含まれます。

匿名加工情報は、お客様サービスの向上、経営改善等のデータ分析を目的として、セキュリティが確立された伝送方法にて定期的に第三者に提供されます。当社および提供先の第三者いずれも、匿名加工情報に対して安全管理措置を講じ、適切に管理しております。

5. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合



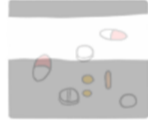
保険対象外の費用についてのお知らせ

薬剤の容器代



点眼容器	円
水剤容器	円
軟膏容器	円
その他	円

患者希望による一包化



1包につき
円
(1日 円まで)

患者希望による 甘味料などの添加



1日分につき 円

患者希望による 服薬カレンダー

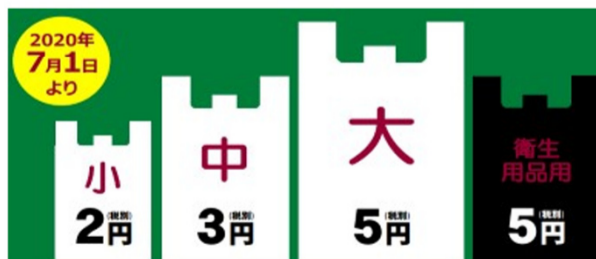


円

患者さん宅へ 調剤した薬の持参料



片道 kmにつき
円



レジ袋

小	2円
中	3円
大	5円
衛生用品用	5円

※当薬局では療養給付と直接関係のない項目においては、実費負担をお願いしています。ご了承ください。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

佐賀県 知事指定介護保険事業所
番号： 第4140143415号
薬局名： 溝上薬局 医大南センター店
住所： 佐賀県佐賀市鍋島二丁目6番7号
電話番号： 0952-34-1991

当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～13:00

休日： 日曜・祝日

※服薬管理指導料

※なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
単一建物居住者が1人	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回	758円/回	1,137円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回	1,026円/回
情報通信機器を用いる場合	46円/回	92円/回	138円/回

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

4. 苦情相談窓口

佐賀県国保連合会 情報・介護課 介護保険係(介護苦情処理)

TEL 0952-26-1477

FAX 0952 - 26 - 6123

佐賀中部広域連合給付課

TEL 0952-40-1131

FAX

介護報酬（令和6年6月1日施行）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師が行う場合》	
① 単一建物居住者 1人	月4回まで、末期の悪性腫瘍	518単位
② 単一建物居住者 2～9人	の患者等の場合は週2回かつ	379単位
③ 単一建物居住者 10人以上（①および②以外）	月8回まで	342単位
情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合	月1回まで、各加算は算定不可	46単位
麻薬管理指導加算		100単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の5%

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

（事業の目的）

第1条

- 溝上薬局（指定居宅サービス事業者：以下、「当薬局」という）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治医の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認められた利用者に対し、等薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条

- 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - 保険薬局であること。
 - 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。

（従業者の職種、員数）

第3条

- 従業者について
 - 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- 管理者について

- ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要であると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行う。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
但し、国民の祝祭日、年末年始
2. 通常、平日の 月・水・金曜日 8:30~20:30
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も提示する

(通常の事業の実施地域)

第6条

通常の実施地域は、佐賀市の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合3. は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道2~5Km	300円
・片道5~10Km	400円
・片道10Km以上	500円

(緊急時等における対応方法)

第9条

1. 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規定は平成30年4月1日より施行する。

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、医師・歯科医師・薬剤師等の写真情報を使えば、今まで使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※処方できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等が処方するのみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!

詳しくは [マイナポータル](#)



電子処方せん 対応施設です

マイナ受付対応中

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた処方せんを電子化したものです



患者さんが電子処方せんを選択し、医師・歯科医師・薬剤師が患者さんのお薬情報を参照することに対して、同意することで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報にもとづいた医療を受けられるようになります。結果として、今まで以上に安心してお薬を受け取ることが可能になります。

「電子処方せん」のメリットとは?



これまで、紙で受け取っていた処方せんが電子化されるだけでなく、患者さんが同意することで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報をもとにした診療を受けられるようになります。そうすることで、同じ処方のお薬を処方すること(重複処方)や異なるお薬の飲み合わせを今まで以上に確実に防ぐことができます。結果として、患者さんが窓口で支払う費用が削減したり、薬に多くのお薬が処方されることを防ぐ(過剰処方)ことができるというメリットがあります。

詳しくはこちら!

[電子処方せん](#)
またはLINEアカウントをフォロー!



厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

患者のみなさまへ

令和8年6月から

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- 特別の料金は、令和8年6月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使ってもらえるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

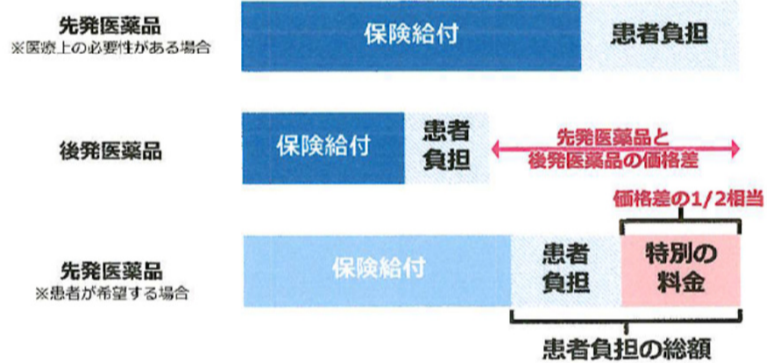
後発医薬品(ジェネリック医薬品)に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1~3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれと変わりません。

Q&A

- Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。**
A. いわゆる長期収載品(ちょうきしゅうさいひん)と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。
- Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないのですか。**
A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。令和8年6月から、後発医薬品の更なる使用促進に向けて、「特別の料金」を先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当とします。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。
- Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。**
A. 例えば、「使用感」や「味」など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。